平成２７年（フ）第８号
鹿児島県薩摩川内市五代町3007番地２　県営五代団地10号棟304、前住所鹿児島県薩摩川内市永利町105番地
債務者　中原　明美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
沖縄県名護市大北３丁目14番１号県営名護団地Ａ棟604号、住民票上の住所沖縄県名護市字中山329番地15
債務者　比嘉　　正
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第２２号
長野県安曇野市豊科4500―４　レオパレスミレニアム206、住民票上の住所長野県東筑摩郡筑北村坂井5952番地２
債務者　旅川　貴明
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４号
長野県塩尻市大字広丘吉田948番地３　上條アパート４号
債務者　海野　英明
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２５号
長野県塩尻市大字広丘吉田948番地３　上條アパート４号
債務者　海野久美子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２８号
長野県安曇野市豊科高家6447番地　アルファ１―304
債務者　中村　公俊
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草3201番地
債務者　松田　良子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４０号
千葉県松戸市松戸新田390番地の４　エメラルド・パレス202号
債務者　石川　友也
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９０２号
神戸市東灘区向洋町中１丁目４番地　128号棟1104号室
債務者　草野　匡史
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番26―31号
債務者　吉岡　広信
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
神戸市灘区鶴甲４丁目４番15―505号、従前の住所神戸市東灘区岡本３丁目９番35―1109号
債務者　加藤　優子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
青森県上北郡野辺地町字浜掛69番地15　五十嵐貸家
債務者　杉山　史弥
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
青森市大字小橋字福田26番地32
債務者　工藤　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
青森県つがる市木造林阿曽沼44番地２
債務者　工藤　千春
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
沖縄県那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＡ―106
債務者　金城　弘道
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５９号
宮城県東松島市矢本字上河戸94番地４
債務者　宇佐美幸司
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係